

秦律及び初期漢律における 「刑城旦舂」について

若 江 賢 三

はじめに

- 1 「刑城旦舂」の存在
- 2 「刑城旦舂」の刑期
- 3 「刑鬼薪白粲」及び「刑隸臣妾」の刑期

むすび

は じ め に

『睡虎地秦墓竹簡』の法律答問の109-110簡に

葆子□□未断、而誣告人、其罪当刑城旦、耐以為鬼薪而鋸足。

とあり、ここに「刑城旦」の語が現れる。葆子とは親が官職を有して法的に優遇される身分¹⁾を表しており、「刑城旦」の「刑」については、睡虎地秦墓竹簡整理小組は肉刑を意味すると解しており²⁾、筆者もそのように理解していた。刑城旦は黥城旦と実質的には同じと見たのである。しかし肉刑には黥の他に劓や刖もあり、それらの肉刑を付加される城旦舂を一括して刑城旦舂と称したと見てよいのであろうか、という疑問が以前よりあった。「刑鬼薪」「刑隸臣」の語についても「刑」が肉刑を指すという通説的理解には疑問が残る。

このように、『睡虎地秦墓竹簡』のみでは解釈不能の疑問点が多くあったが、『張家山漢墓竹簡』の出土により、その疑問点の解明に多くのヒントが得られ

ることとなる。上記の疑問についても然りである。秦律における城旦舂を初めとする労役刑の刑期は存在した、とする有期刑説に立つ筆者には、赤外線版写真を掲載する2007年出版の『二年律令与奏讞書』³⁾を検討する中で、その第127簡の告律の接続について疑問が生じた。これが「刑城旦舂」を解明する第一歩となるのである。

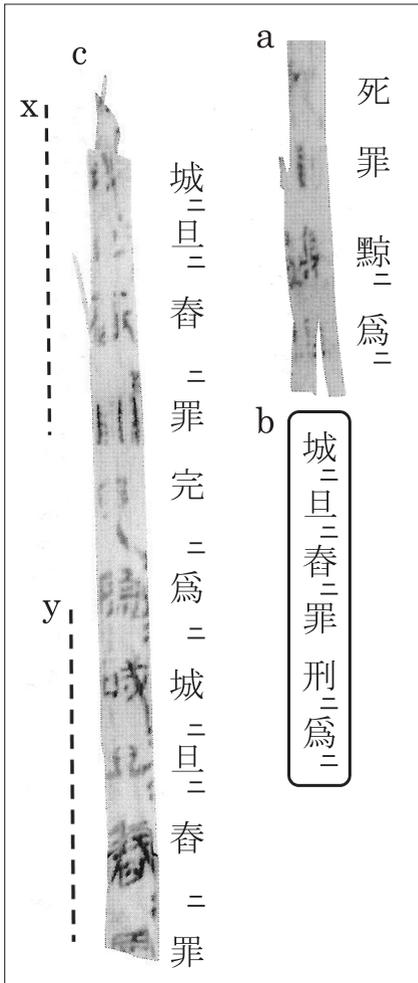


図2 二〇〇七年赤外線版（部分拡大）

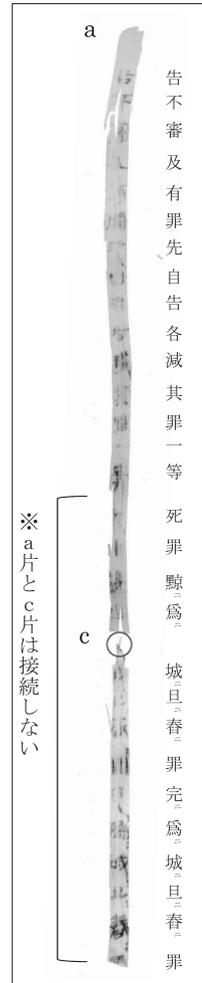


図1 二〇〇七年赤外線版

1 「刑城旦舂」の存在

呂后期の漢律を書写したものとされる『二年律令』127簡の告律の整理小組による釈文には

告不審及有罪先自告、各減其罪一等。死罪黥為／城旦舂、城旦舂罪、完為城旦舂、完為城旦舂罪（以下闕）

となっている。告不審（告発した罪が実際に犯した罪と不一致の場合）または罪を犯して先に自首して出た場合は、本来の罪より一等減じて論ぜられたのである。写真版⁴⁾によれば、城旦舂、完為城旦舂のそれぞれの文字の右下に繰り返し記号「＝」が記されているのが見てとれる。「死罪」以下を2001年版の写真（図1）により復元すると

死罪黥為／ 城＝旦＝舂＝罪、完＝為＝城＝旦＝舂罪（以下闕）

となっている。問題となるのは「黥為」と「城＝旦＝舂＝」のところの接続部分の画像では接続の状況が分かりづらいことから、その接続が果たして上記の通りでよいのかが疑問となるのである。ことにひとつめの「城」の右上が黒く見えているのはヨゴレなのかそれとも墨痕なのか、はたまた別の竹簡断片が付着していたのか、この写真版では解説不能である。そこで、張家山漢墓竹簡整理小組の釈文が正当であったと仮定すると、その際にはさらに疑問が生ずることになる。すなわち理小組の釈文では

死罪、黥為城旦舂、城旦舂罪、完為城旦舂、完為城旦舂罪（以下闕）

となっており⁵⁾、これによれば「死罪為黥為城旦舂」とある「黥為城旦舂」のことを、それに続く部分では「城旦舂」と表記したことになり、不可解である。また、内容的に検討すると、同じく『張家山漢墓竹簡』の『奏讞書』には、黥城旦に服役中であった雍の地に在住の講という人物の言葉として「雍の城旦講乞鞫す」と記した文書が存在する⁶⁾。これは城旦舂が黥城旦舂を含む例とも見られる。けれども一方、この場合は自称として「城旦講」と称した特殊なケースであり、一般的な律文を記す律文中にそのような省略表記があり得たか？というのが第1の疑問であり、第2の疑問は2001年版の図版では、127簡

が2つの断簡となっているように見えるけれども、前述したようにその接続の部分の画像が明瞭でなく、はたして「黥為」の後に「城旦舂」以下が直に接続し得たのか？という問題である。

これらの疑問を解決する決定的な証拠は、前述の2007年の赤外線写真図版の中より見出されたのである。その拡大図版が図2である。その編集責任者である彭浩氏は、赤外線の写真により、「黥為の2字の下にも繰り返し符号が隠れてあるようだ⁷⁾」として、死罪より一等減じた刑が黥城旦舂であり、黥城旦舂よりさらに一等減じた刑が完城旦舂であるとしている。「黥為」の2字に繰り返し符号が存在したことについては、『二年律令』の他の表記に徴らして認められる⁸⁾。しかし、接続については依然として疑問が残る。その赤外線写真版に即しての釈文には

死罪黥為城旦舂、黥為城旦舂罪、完為城旦舂、完為城旦舂罪（以下闕）とある⁹⁾。しかしながら、この彭浩氏らの見解にも問題がある。氏らも前簡の最後の「黥＝為＝」の文字に続簡の「城＝旦＝舂＝罪完＝為＝城＝旦＝舂＝罪」という語が直接に続くとしているのであるが、筆者は本稿において、そのような接続があり得ないことを証明したいと考える。

まず、図2に示したように、127簡の前半部をa簡とし、「城＝旦＝舂＝罪、完＝為＝城＝旦＝舂＝罪」の部分をもc簡とすると、a簡の下部は裂けて二股に分かれており、最後の文字である「黥＝為＝」の後には空白があり、c簡の最初の完全な文字である「城」の上にも空白がある。このように、竹簡の形態と文字のスペースという外観の観察からも、a簡とc簡とはじかには接続しないことが見て取れるのである。

次に、より詳細な検討の経過を示す。c簡は「城」の上が特異な割れ方をしており、割れて突起した簡の上端に2つの点が見える。筆者はこれが前の文字であるとする可能性を考え、かつて邢義田氏及び陳偉氏と意見を交換した。両氏はそれぞれ、接続に問題がある可能性については認識されるも、それ以上の内容については見解を保留された。さらに昨年（2012年）末、東洋文庫の代表として荊州博物館を訪問された池田雄一氏にもこれに関する問い合わせを依頼

していたところ、既に該当部分の風化が進んでいて、確認不能である、との彭浩氏よりの回答を伝えていただいたのである。

筆者は2008年発表の拙稿¹⁰⁾においてこの接続の問題も取り上げていたのであるが、その時点では気が付いていなかったことがあった。それはc簡の右上に見える、一見ヨゴレのように見える点（のような黒い部分）の存在についてである。そこで、図2を再度見ていただきたい。127簡はa簡c簡を通じて筆跡が一定であり、一人の人物によって書写されたものであることは疑う余地がない。ゆえに、c簡の上の「城旦舂」はこれに続く「完爲城旦舂」の「城旦舂」の部分トレースしたものを重ねれば、これと重なるはずである。筆者は実際に拡大写真版をトレーシングペーパーにコピーして、重ねてみた。墨が比較的濃く残されている上の「城」の字を「完爲城旦舂」の城の字と重ね合わせると、ほぼ重なったのである。その後、さらなる客観性とさらなる精確さを期するために、図2の「□城旦舂」の左に破線xを、その下の「爲城旦舂」の左に破線yとを引いた¹¹⁾。このx線とトレースしたy線とをずらしながら破線が一致するまで重ねてみる。すると、「城旦舂」の3字がほぼ重なったのは当然であるが、このときに、筆者としては想定外の驚くべき事実が分かったのである。

その驚くべき事実とは、x線の右上にある「城旦舂罪」の上の突出部の上部の2つの点がy線右の「爲」の字の下部に見事に重なった（ここまで予測した上で念の爲の実験のつもりであったが）のみならず、y線右の「完＝爲＝」の繰り返し符号の2つめの下の横棒が、前述のヨゴレと思われたx線の右上の点（実は横棒の部分）とピタリ！と重なったことである。この事実は、かつてc簡が接続していた上部の最後の部分が「爲＝」となっていたということであり、x線右が「爲＝城＝旦＝舂＝罪」となっていたことを示しているのである。

以上を踏まえると、『二年律令』が二四七号墓に埋葬された時点では、127簡には、a簡に続いて（後に断片となるc簡の前に）、「まぼろしのb簡」の部分が存在していたことになるのである。これが二千年の時を隔てて出土した時点

では、a簡b簡c簡の3つの断片となっていた。そのうちのb簡は、写真撮影がされた（おそらくは出土して間もなくの）時点ですでに行方不明となっていた、ということになる。ところが幸いなことに、b簡の最後の文字の最下部の2点と繰り返し符号の下部の痕跡がc簡の上部に、奇跡ともいえるかたちで残されていたのである。

以上が赤外線拡大写真から得られるb簡の周辺情報であるが、では、c簡の「(爲=)城=旦=春=罪」の前、すなわちb簡にはどのような文字が記されていたのか。これまでの分析によって明らかになったことは、死罪の次に位置するのが「黥爲城旦春」であり、その次に「□爲城旦春」なる労役刑名が存在していたことであり、さらにその次に「完爲城旦春」が位置してあったことになる。では「□爲城旦春」とは何であったのか？

さて、黥という肉刑は肉刑としては最も軽い刑罰である。黥爲城旦春というその肉刑を伴う城旦春と完爲城旦春という肉刑を伴わない城旦春との中間にもうひとつ「□爲城旦春」という名称の刑があったということであるから、その刑は肉刑が伴わないで、しかも完城旦春よりも重い刑であったことになる。これは、これまでの通説的理解に転換を迫る重大なる事実と言えるであろう。筆者は本稿直近の前稿¹²⁾において、「完城旦春」とは別の「城旦春」の刑があったと推定したのであるが、その検討の際、その刑名の前に「為=」が記されていたのは想定外であった。そこで苦慮した結果、得た結論というのが次の通りである。すなわち、図2に引いた破線xの右の「城=」の直前に記されていたのは

刑=為=(城=旦=春=罪)

という文字と記号であったということである。それ以外の表記はあり得ないと考えた。残念なことに、紙数及び時間的制約のため、この問題について深く論究することができなかつた。その不足の部分を本稿で補いたいと思うものである。

では、「刑爲城旦春」とは何か。「刑城旦春」の語は、実は在来史料と『睡虎地秦墓竹簡』にも存している。在来史料というのは『漢書』刑法志に文帝の刑

法改革の内容を記した箇所、肉刑を廃止し、そのための代替措置と完刑に関する一連の移行措置を記した後に

前令之刑城旦舂、歳而非禁錮者、如完為城旦舂、歳数以免。

とあるのがそれである。「前令之刑城旦舂」という表現からは、改革以降はこの刑が亡くなることを示している。筆者も当初は整理小組の見解と同じく、「刑城旦舂」が実質的には黥城旦舂を指すものと理解し、新たに設けられた「髡鉗城旦舂」の服役者への配慮を記す条文がこれであったと考えたが、上記の発見によって再考を迫られたのである¹³⁾。刑法改革の内容を伝える『漢書』刑法志には、この記述の前には

諸当完者、完為城旦舂。当黥者、髡鉗為城旦舂。当劓者、笞三百。当斬左止笞五百。

(およそ完に当たる者は完して城旦舂と爲す。黥に当たる者は髡鉗して城旦舂となす。劓に当たる者は笞三百。斬左止に当たる者は笞五百。)

と記されてある¹⁴⁾。完刑と黥以下の肉刑の伴う労役刑の改訂についてここに述べられていて、それらの記述は「前令の刑城旦舂」の前に既に完了しているのである。とすると、上記「前令之刑城旦舂」とは、黥城旦舂や髡鉗城旦舂等のことを再述しているのではないかと解すべきではないか。筆者は熟考の末、まさにこの「前令之刑城旦舂」こそが幻の127c簡に記されていた「刑爲城旦舂」そのものではないか！という結論に達することになる。

一方、法律答問中に記される刑城旦というのは冒頭に引用した109-110簡に
葆子□□未断、而誣告人、其罪当刑城旦、耐以為鬼薪而鋸足。

とある所である。これまでの通説的理解では、「刑城旦舂」は肉刑を施された城旦舂を指すとされてきたが、もしその「刑城旦舂」が『二年律令』127簡に記されていた「刑爲城旦舂」と同じであったとすれば、秦律における「刑城旦舂」(及び「城旦舂」)の認識をも改めねばならないことになる。「黥城旦舂」と「完城旦舂」との中間に位置したのが「(刑)城旦舂」であったからだ。この「刑」は黥城旦舂より軽いものであり、しかも同じ城旦舂という名称をもちながら、「刑城旦舂」が完城旦舂よりも重い刑であったとすれば、それは、刑

期において「完城旦春」との間に差があったと考える以外にないのではないか。つまりそれは「完城旦春」ではないランクが一等上の「城旦春」であったことになる¹⁵⁾。

次に、『張家山漢墓竹簡』における「刑城旦春」の例を見る。『二年律令』137-8簡の捕律は前の部分が欠けているので正確な理解が困難であるが

(前闕) 亡人、略妻、略売人、強奸、偽写印者、棄市罪一人、購金十兩。

刑城旦春罪、購四兩、完城／□□□二兩。

とあり、□亡人や略妻や略売人や強奸や印爾を偽写した者及び死罪の者一人を捕らえて告発した者には賞与として金10兩が与えられ、「刑城旦春」の者を捕告した者には4兩が与えられることを記している。10兩と4兩の格差に注目すべきであろう。そして、整理小組の配列が正しいとするならば¹⁶⁾、完城旦春の者を捕告した場合には「刑城旦春」の捕告の場合の半分の額が与えられたのである。

上記の略妻の罪の量刑を考えると、奏讞書の31簡に

取(娶) 亡人為妻、黥為城旦。弗智、非有減也。

とあり、逃亡した女性を妻とすると、たとえ逃亡の事実を知らなかったとしても、娶った本人は黥城旦とする、という規定があった¹⁷⁾。上記捕律の亡人の前には「取(娶)」の字が記されていたと推測される。次の略妻というのはこの「娶亡人(為妻)」に準ずる行為であるから、その量刑はやはり黥城旦(或いはそれより少し重い刑)であったと考えられる。同じく『二年律令』194簡には

強略人以為妻及助者、斬左止以為城旦。

とあり、強略妻の場合は黥より重い斬左止が加えられて城旦となるという。強略妻と略妻とはどのように違ったのか詳細は不明であるが、漢代初期には、上記捕律に記される娶亡人、略妻、及び死罪の者を捕告した際に、10兩という大金が「購」として与えられるという規定のあったことが確認される¹⁸⁾。(ただし、ここに具体的刑名が記されている以上、それ以外の黥城旦春以上の犯罪者の捕告にも10兩が支払われたのではなかろう。) これらに比べると、「刑城旦春」を捕告した者への賞与はその半分以下の4兩であり、また、完城旦春を捕

告した場合賞金は2両であった¹⁹⁾。後述するように、119簡具律によれば、死罪を贖う贖刑の額が2斤8両であり、黥の贖額が1斤であり、城旦舂の贖額が1斤8両であったことを考慮すると、黥城旦舂を贖うための贖額は、贖黥（1斤）と贖城旦舂（1斤8両）との合計（2斤8両）であったと考えられ、贖死（2斤8両）とその贖額において同等であったことになり、両者の捕告の賞与の額が等しいことが対応する。このことを考慮すると、死罪や黥城旦舂よりも捕告の賞金額が半分以下である「刑城旦舂」が黥城旦舂ではない「城旦舂」を指していたという蓋然性が高い。ただし、上記137-8簡に記される以外の黥城旦舂相当の犯罪（例えば盗牛の罪）の捕告に対する購の額はどうかであったのか、という問題がある。上記捕律が捕律のすべてであったとすれば、一般の黥城旦舂の罪を捕告した際の購については記されていないことになるのか。もし、『二年律令』の捕律が捕律全体をカバーしていたとするならば、137簡の「刑城旦舂」が黥城旦舂を含んでいたと解すべきであろう。そのように解すると一般の黥城旦舂の罪の捕告も購額は4両であったことになる。その可能性も含めると「刑城旦舂」が黥城旦舂と完城旦舂との中間に位置していたことは疑いなく、刑の重さを不等号式で表現すると

黥城旦舂 \geq 刑城旦舂 $>$ 完城旦舂

となっていたのである²⁰⁾。

2 刑城旦舂の刑期

城旦舂の刑期を示唆する史料は『二年律令』の中に存在する。119簡の具律の中に

贖死、金二斤八両。贖城旦舂・鬼薪白粲、金一斤八両。（中略）贖耐、金十二両。

とあるのがそれである。漢律における1斤は、重さの単位（1石=30kgの120分の1、すなわち250g）であると同時に、黄金1斤（=16両）、すなわち「一金」の価格である1万銭を示す額である²¹⁾。城旦舂に相当する罪を犯してその

贖刑が許されたとしても、多くの庶民にとっては、その額を現金で支払うことは不可能であり、そこで、その額が労役によって支払われることになる。その際の賃銭は「日居八錢」と『睡虎地秦墓竹簡』司空律に記される原則によって、1日8錢で計算されたとすれば、312.5日働けば2,500錢、すなわち4両の額になり、6年の労役によって1斤8両が購えるという計算になる。司空律に「官府に居して公食するものは日居六錢」とあるのによれば1年で2,100錢強となるが、1年の労役の金額で4両という概算値をもとに贖刑制が定められていたと見て大過ないであろう²²⁾。

なお、『睡虎地秦墓竹簡』司空律等によれば、刑徒としての城旦舂は、赤衣と赤帽及び身体の拘束が伴い、囚人（＝徒隸）としての処遇を受け、その家族の身柄が官に没収されるという苛酷さがあったが、贖刑を許された者は、労働によって購えば元の社会に復帰できた。こうした違いはあるにせよ、刑徒としての城旦舂（及び鬼薪白粲）は6年刑であったと見るのが妥当ではないか。その証拠に、3年刑と見られる耐罪を贖う額は1斤8両の半額＝12両であった²³⁾。この耐罪は文帝の刑法改革後も存続し、完城旦舂が4年刑であったのと同じく、その後も3年刑であった。

なお、『二年律令』が漢律として施行されていたときに即位したのが文帝であるが、文帝13年（前167年）の刑法改革の際、

罪人獄已決、完為城旦舂滿三歲、為鬼薪白粲、鬼薪白粲一歲、為隸臣妾、隸臣妾一歲、免為庶人。

という移行措置がとられた。この記述からは、この時点以前より完城旦舂は4年刑であったことが窺われる。もともと完城旦舂が4年刑であったからこそ、残りの1年の刑期が鬼薪白粲と隸臣妾とに振り分けられ得た。もし完城旦舂に刑期がな（く、しかも大々的に恩赦令も出されてな）かったとすれば、「完城旦舂滿三歲」の者は、これを一律に鬼薪白粲や隸臣妾に移したならば「未滿三歲」の者よりも、数倍は多くなるはずであり、大混乱を来すのみで、およそ適切な移行措置とはほど遠い。一方、（4年の）刑期が存在したとすれば、刑期終了を目前にした彼ら刑徒の任務の遂行へのモチベーションは、他に比べてよ

り高く、過失なく刑期を終了すべき努力を怠らないであろう。秦漢の律はこうした刑徒の性情を実にうまく利用し、刑徒の潜在的労働力を効率的に引き出す仕組みを作り上げている。なお、鬼薪白粲及び隸臣妾という刑名の者についても、完刑であれば4年刑（耐罪としてのそれらは3年刑）であったと理解されるのである²⁴⁾。

次に、文帝の改革直前の「刑城旦」の刑期をさらに明瞭に示す史料が、前述の『漢書』刑法志の、完城旦舂と文帝の改革以前の刑城旦舂との関係を示す

前令之刑城旦舂歳而非禁錮者、如完為城旦舂歳数以免。

とある一文である。前稿²⁵⁾までの筆者の理解としては、刑城旦舂（黥城旦舂も含む）が6年刑であった故に、この刑を宣告されて服役一年の者を完為城旦舂に移し、4年の刑期を経て服役満5年となれば、免じて庶人とする、というものであった。それまでの旧法では黥城旦舂となった犯罪を新たに5年刑たる髡鉗城旦舂としたことに伴って、旧法で（刑）城旦舂とされた服役者にもその刑の終了を服役満5歳の時点とする、という移行措置の一環であったと理解したのである。

しかしながら、この解釈には問題があった。それは、服役後、1年経ってから完城旦舂に移行することの必然性が示せなかったことと、「刑城旦舂歳而非禁錮者」の表現の不自然さがあった。「刑城旦舂非禁錮而歳」とあれば「刑城旦舂のうち禁錮でなくて服役1年の者は」と無理矢理読めなくもないが、接続詞たる「而」の位置が不自然と言わねばならない。また、1年だけ刑を縮めるさいに「歳数は以て免ず」という表記をすることにも疑問が残る。さらに前稿では旧刑法における「刑城旦舂」の者がどう処遇されたか、という考慮が抜け落ちていた²⁶⁾。

以上のことを踏まえて筆者は次のように再考した。「刑城旦舂歳而非禁錮者」というのは刑城旦舂となって1歳を経た者は、ということではなく、「歳而非禁錮者」がひとまとまりの語句であったと思われる。禁錮は今日知られる限りでは、文帝時に初めて現れた熟語である。これは文帝によって創設された自由刑であって、自宅での蟄居を強いる刑罰であったと見られる²⁷⁾。刑城旦舂で非

禁錮の者がいたとすれば、同じく刑城旦春で禁錮の刑を付加される者（刑城旦春禁錮者）もいたことになる²⁸⁾。そうでない者が「歳而非禁錮」であったのではないか。このように見るならば、本文は「前令の刑城旦春の歳而非禁錮の者は、完爲城旦春の歳数に如して以て免ず」と読むべきで、6年の労役刑たる刑城旦春の服役者を完城旦春と同じ（4年の）刑期とし、差額の2年分についてはこれを免除して刑を終了させる、と解し得る。刑城旦春と完城旦春との歳数を比較すること自体、もとより両者に刑期が存在していたことを示す表現ではないか。

以上の考察から、刑法改革以前の漢律及び秦律においては、黥城旦春及び刑城旦春は共に6年刑であり、両者の差は黥の有無にあり、刑城旦春と完城旦春の差は6年と4年の刑期の違いにあったと見られるのである²⁹⁾。なお、『睡虎地秦墓竹簡』にみられる城旦春は完城旦春を含む広義の城旦春である場合もあると思われるが、原則的には6年刑の「城旦春」を指していたと理解される³⁰⁾。文帝による改革以降は、旧法の「(刑)城旦春」はなくなり、以後は城旦春=完城旦春 となるのである。

3 「刑鬼薪白粲」及び「刑隸臣妾」の刑期

前掲の法律答問の109簡に

葆子□□未断、而誣告人、其罪当刑城旦、耐以爲鬼薪而鋸足。赧葆子之謂也。

とあった。葆子とは整理小組のいうごとく³¹⁾、任子と同じで、親の身分によって刑法上の優遇を受ける者を指すと見て大過なからう。しかし、本条はこのままでは不完全であり、解釈不能である。そこで1977年に出された『睡虎地秦墓竹簡』図版第2冊の写真版に立ち返って第108簡の<印より以下112簡までを再検討し³²⁾、整理小組の見解をも参照して整理して復元すると、すると以下の3条になる。

・葆子獄未断、而誣告人、其罪当刑爲隸臣、勿刑、行其耐、有繫城旦六

歳。●可謂当刑爲隸臣●有収当耐未断、以当刑隸臣臯誣告人、是胃（謂）当刑隸臣。

- ・ 葆子獄未断、而誣（告人其臯）当刑鬼薪、勿刑、行其耐、有繫城旦六歳。可謂当刑爲鬼薪。●（有収）当耐爲鬼薪、未断、以当刑隸臣及完城旦誣告人、是謂当刑鬼薪。
- ・ 葆子□□未断而／誣告人、其臯当刑城旦、耐以爲爲鬼薪而鋏足。藉葆子之謂也。

これを参照して109簡の空白の2字を補うと、ここには108簡にある「当耐」³³があったと見られる。葆子が耐罪に相当する罪を犯し、判決の下る前に他人を「刑城旦」の罪で誣告した場合、（刑鬼薪ではなく）耐鬼薪として鋏足するというのである。鋏足とは足に金属製の枷を科す付加刑と思われる³³が、葆子の身分の故に肉刑を科されることはないが、鬼薪とした上に鋏足を科すという。なお、鬼薪白粲は第2級爵である上造以上の地位にあった者が就けられる労役刑であった。『礼記』曲礼に

刑不上大夫。

とあるごとく、上級身分の大夫には肉刑を科さないことが古来の伝統であった。その故に、刑城旦舂の罪を誣告しても葆子には肉刑が付加せられることはなく、その代わりに鋏足という金属製の足枷を著けられたのであろう。なお、「藉葆子」というのが不明であり、整理小組は足を切るという意である³⁴とするが、上記の理由から、肉体を傷つけることではなかったはずで、葆子に対して法的な優遇措置を取るといような意味であったと思われる。

次に111簡には

葆子の獄未断にして人を誣告し、其の罪刑鬼薪に当たれば、刑すること勿く、其の耐に行（さば）き、有た繫城旦六歳とす。

とある。上記より「刑鬼薪」という刑名の存在が知られる。『睡虎地秦墓竹簡』整理小組は、前述のように、鬼薪白粲に肉刑がないとすれば、「勿刑」とは「行耐」と対応して6年の刑期を意味する刑法用語となっていたと見るべきであろう。本条の場合も、「当耐」の2字が脱落していると思われ、葆子の場

合は（自身が耐罪を犯して）未断の時点で他人を刑鬼薪の罪で誣告した場合、反坐はさせず、名目は耐罪（耐鬼薪）とした上で繫城旦六歳の労役に就けよ、というのである。「行」というのは「廷行事」の「行」と同じで、裁くの意であった。名目は耐罪とするけれども、繫城旦の労役につけるというのである。繫城旦³⁵⁾については別稿に論じたが、城旦舂の労役を補助監督する比較的軽微な労役であった。上記の「刑鬼薪」が「刑城旦」と同じく6年刑であったとするならば、119簡具律に贖鬼薪が贖城旦舂と同じく1斤8両とあったことと合致するのである。

次に110-11簡簡には

葆子の獄（耐に当たり）未断にして人を誣告し、其の罪刑為隸臣に当たれば、刑するなく、其の耐に行ひ、有た繫城旦六歳とす。

とある。上記より「刑隸臣」という刑名の存在していたことも知られる。本条の場合も「当耐」の2字が脱落していると見なければ解釈不能である。整理小組は上記の「刑」についても肉刑を加えることと解しているが、刑隸臣も肉刑を受けた刑徒ではなかったはずである。「刑城旦舂」が6年刑であったとすれば、上記の「刑隸臣」も6年刑であったと解することができる。つまり、「刑」は肉刑ではなく、6年の刑期を示す刑法上の専門用語であったと見られるのである。それは「耐」が3年刑であり、「完」が4年刑を示す語となっていたのと同じ原理であった。

む す び

以上の検討により、秦律及び文帝以前の漢律では、刑罪というのが6年刑を意味したことが理解されるであろう。また、「完」が4年刑を、「耐」が3年刑を示した。『二年律令』及び秦律においては、黥城旦舂と4年刑の完城旦舂とのあいだに、6年刑の「(刑)城旦舂」という刑名が存在していた。完城旦舂と並行して「刑城旦舂」が存在していたということは、秦律に刑期が存在していたことの決定的証拠となるのである。刑鬼薪や刑隸臣という刑名における

「刑」もやはり6年の刑であったと見られる。さらに、文帝期の刑城旦舂の中には、自宅蟄居を命じられる禁錮の者と徒隸として労役に服する者もいたということが知られるのである。

注

- 1) 『睡虎地秦墓竹簡』1978年刊に簡装本86頁の整理小組による注釈に「葆は保に通ず。葆子は疑うらくは即ち任子ならん」とあり漢書哀帝紀に注に応劭が『漢儀注』を引いて「吏二千石以上、視事満三年にて同産若しくは子一人を郎と為すを得」とある。漢代の任子と同じであるかどうかは不明であるが、身分のある家庭の子息を指すのであろう。
- 2) 同上199頁の「勿刑」を整理小組は「不要施行肉刑」と訳している。
- 3) 彭浩・陳偉・工藤元男主編『二年律令与奏讞書』（上海古籍出版社）2007年。
- 4) 張家山二四七号漢墓竹簡整理小組『張家山漢墓竹簡[二四七号墓]』文物出版社2001年の図版。これによれば、『二年律令』127簡の最後の文字が「罪」（の上半分）であり、以下が欠けている。次の128簡は上部がなく、判読できる「鬼薪白粲……」の前に「罪」の下部らしき痕跡が見える。127簡の欠けた空白部の長さで128簡の長さがほぼ同じになっている。この配列等からは、2001年版の編者が、127簡と128簡とが接続する1本の簡であった可能性を見ていると解釈される。その接続のためには、127 a 簡と c 簡（a 簡と c 簡については後述）とが空白なく接続していなければならない。そうした思い込みが研究者たちの誤解の呼び水となったようである。しかし、127簡最後の部分と128簡の最前の部分とはその折れ具合から見てもその接続はあり得ない。
- 5) 前注書の151頁。
- 6) 奏讞書121簡では、牛を盗んだ共犯者であると誣告され、黥城旦の刑に服役していた講という人物が自らのことを「雍の城旦講乞鞠して曰く」と述べているのである。
- 7) 注4の前掲書144-5頁には「細審図版、『黥爲』下隱有重文号、疑原釈文『城旦舂罪』前脱『黥爲』二字」とある。赤外線写真の127簡は同書の15頁に掲載されている。
- 8) 筆者は前稿「竹簡の秦漢律を読む－労役刑の刑期と文帝の刑法改革－」（『歴史と文学の資料を読む』創風社出版刊、2008年）においては、黥爲の繰り返し記号が赤外線写真からは読み取れないので、a 簡の後に「城旦舂、黥城旦舂罪、為」と記される b 簡が存在したと推定した。しかしながら、『二年律令』では「黥城旦」という表現はなく、すべて「黥爲城旦」と記されている。
- 9) 注4前掲書144頁。

- 10) 注8の拙稿。
- 11) 図版の作成には畑野吉則氏の協力を得た。感謝の意を記しておく。
- 12) 拙稿「初期漢律における労役刑の刑期―「罪人有期」について―」（『歴史の資料を読む』創風社出版、2013年）を参照。この執筆の時点では紙数の関係もあり、意を尽くすことが十分にできなかった。本来ならば、本稿の方が先に発表されるべきであった。
- 13) 前注の拙稿執筆は、本稿での考察の過渡期にあり、刑城旦春は新法の施行の時点で廃止されたということに思い至らなかった。その結果、旧法の城旦春の者は完城旦春に移行されたのであって、「前令之刑城旦春」以下は移行措置ではなかった。移行措置を必要としたのは肉刑の伴う城旦春と完刑（完城旦春、鬼薪白粲、隸臣妾）とであった。耐罪についても、司寇以外については変化はない。司寇については拙稿「秦漢律における司寇一刑と身分―」『愛媛大学法文学部論集人文科学編』27、2009年を参照。
- 14) 「諸当完者、完爲城旦春」について臣瓚の注では、肉刑を非肉刑に改めたのであるから、髡刑を完刑に改めたことを述べたもので、「諸当髡者、完爲城旦春」が正しいと主張している。しかし、文帝の刑法改革の趣旨からは髡刑が肉刑の概念に入らなかったことは明らかで、この説は誤っている。（この問題に関しては拙稿「文帝による肉刑除去の改革」を参照。）しからばこれが何を意味したのかといえ、複数あった完刑を完城旦春ひとつに絞ることを定めたのである。複数あった完刑とは、完城旦春の他には完隸臣妾及び鬼薪白粲であって、いずれも4年刑として設定されてあったと筆者は見るとは。ただ前稿では完司寇の刑名の存在を推定した（拙稿「秦漢時代の完刑について―漢書刑法志解説への一試論―」『愛媛大学法文学部論集人文科学編』13、1980年）が、『張家山漢墓竹簡』の出土により、司寇は刑名というよりは身分を示す名称であることが明らかとなり、「完司寇」なる刑名は存在しなかった。
- 15) 『睡虎地秦墓竹簡』における「城旦春」も「完城旦春」とは区別されねばならない。文帝の改革以降は、旧法の「城旦春」がなくなり、その故に城旦春は完城旦春と区別がなくなった。
- 16) 138簡とされる簡は上部が欠損しており、その上に「旦春購」の三字が存在したと見るのは妥当と思われる。そのように見ると整理小組の配列は妥当となろう。
- 17) 『二年律令』168簡には「取人妻、及亡人以為妻、及為亡人妻、取及所取、為謀者、知其情、皆黥以為城旦春。」とあるので、「(為妻)、弗智、非有減也」の部分は律文ではない可能性がある。亡人を娶れば妻となるのは当然である。故に138簡に「取亡人」となっていたものか。
- 18) その量刑が黥城旦春より死罪に至る犯罪は数多くあったはずであるのに、前掲の捕律には略妻や強姦というような性的犯罪や偽写印というような国家の威信をそこなうような

秦律及び初期漢律における「刑城旦舂」について

行為に対してその犯人捕告に10両の賞金を与えたのには特殊な意味があったであろう。もしそうでなければ、「黥城旦より死罪に到るは十両」という一般的な表現で充分のはずである。では、例えば牛を盗んだ者を捕告した場合、初期の漢律においてはその賞与がどうなっていたのであろうか。『二年律令』の捕律にその規定がたまたま書写されなかっただけなのか。おそらくはそうではなかったと筆者は考える。一般の黥城旦舂相当の犯罪の場合もその捕告の額は4両であったと見るのが妥当ではないか。もしそうだとすれば、捕律137-8簡に記された以外で黥城旦舂相当の犯罪も含めて「刑城旦舂罪、四両」とあったのかも知れない。刑城旦舂が黥城旦舂と完城旦舂との中間に位置したことは確かであるが、広義の「刑城旦舂」が黥城旦舂を含んで刑城旦舂以上の刑を指したという可能性については十分に考えられる。

- 19) 秦律においては耐罪以上の労役刑相当の者を捕告すれば2両の賞与が与えられた。『二年律令』では完城旦舂の捕告については同じであったが、「城旦舂」以上の罪人に関する捕告により多額の賞金を与えられたことになる。このことが何を意味するかは軽々に論じることができないが、社会秩序の維持に対して漢王朝がより積極的な対応を必要としていたことを反映していると思われる。
- 20) 刑の重さにおいては黥城旦舂と刑城旦舂は不等号であるが、刑期については両者は等号で結ばれたのであろう。
- 21) 厳密に言えば、秦代の一斤と漢代の一斤とは同じではなかった。秦律では、重さの単位としての1斤は黄金の重量によって定められたものではなかった。近く発表予定の「秦律における甲・盾の銭額と両との関係」を参照されたい。
- 22) 刑制は爵制と関連づけられていた。秦律十八種の軍爵律によれば4年刑である(完)隸妾を1級爵である公士で贖うことが可能であり、『二年律令』の爵律393簡によれば爵1級は1万銭であった。これは秦律を漢が受け継いだ制度である。一万銭という額は「日居八銭」の計算では4年でその額に達する。こうした関係が偶然にできあがったと見る方が無理なことと言えよう。秦律は実に周到に作られている。その原型を誰が作ったかといえ、それは商鞅を置いて他には考えられない。
- 23) 拙稿「秦漢律における贖刑制再考—刑期との関連を探る—」愛媛大学資料学研究会編『資料学の方法を探る』5、2006年を参照。
- 24) 完刑が複数存在していたことについては注14を参照。秦律以来の耐罪が3年刑であったことについては前注の拙稿を参照。
- 25) 注8の拙稿を参照。
- 26) 文帝の改革は前167年であるから、改革の直前に刑城旦舂として服役した者の刑期終了は前161年となり、新法施行直後に完城旦舂の判決を受けた者の刑の終了は前163年とな

る。旧法で刑城旦春（6年刑）となった者は、新法施行時に直ちに完城旦春（4年刑）に移行したと見るのが妥当と思われる。同じ犯罪行為でありながら、新法が適用されて後から服役した者の方が、旧法適用者よりも先に刑を終了するのは不合理である。「完爲城旦春の歳数を以て免ぜよ」が完爲城旦春が改革前より4年刑であったことを示している。

- 27) 拙稿「古代中国における禁錮」平成2年度科学研究費補助金総合研究（A）研究成果報告書『中国史における正統と異端』（二）代表者：安藤正士、を参照。禁錮の特色は吉凶の礼が禁じられるために、この状況が長く続くと子孫が絶えることになりかねない、というところにあった。これは宮刑を廃止するための代替刑として設けられたと考えられる。
- 28) 6年限定の禁錮であったか否かは不明であるが、6年刑の刑城旦春と禁錮としての刑城旦春とが並列的に存在していた可能性も考えられる。
- 29) 漢律（『二年律令』）では盗罪においては刑城旦春の刑罰はなくなっており、どのような罪が刑城旦春となったのかは不明であるが、刑城旦春以上の刑徒は5年後にはすべていなくなり、移行措置が完了する。刑法改革以後の盗律がどのように変化したのか、現時点でその史料は皆無であるが、盗額が220銭以上の盗はすべて完城旦春となった可能性が大である。そのこともあって、完城旦春の数が突出して増えることが予測され、その調整のために鬼薪白粲や隸臣妾への移行が必要となったとも見られる。
- 30) 『睡虎地秦墓竹簡』の秦律雜抄147簡司空律に「司寇不足、免城旦春勞三歳以上者、以爲城旦司寇」とあるが、刑徒を監督する司寇の人手が足りなくなったとき、城旦春となって3年以上の経験者の中から選抜して刑を途中で免じて監督側の任に当たらせたと理解される。服役3年の者であれば、刑が3年も短縮されることになる。この規定の存在は刑徒にとっても刑期短縮のチャンスとなり、「城旦司寇」に選抜されるべく、日頃の労役のより良い評価を求めて、そのモチベーションを向上させるのに資したと思われる。

31) 注1を参照。

32) 有収当耐未断、以当刑隸臣臯誣告人、是胃（謂）当刑隸臣——108簡

葆子獄未断、而誣告人、其臯当刑爲隸臣、勿刑、行其耐、有繫城旦六歳。●可謂当刑爲隸臣●葆子□□未断而——109簡

誣告人、其臯当刑城旦、耐以爲爲鬼薪而鋸足。籍葆子之謂也。——110簡

葆子獄未断 而誣（告人其臯）当刑鬼薪、勿刑、行其耐、有繫城旦六歳。可謂当刑爲鬼薪。●当耐爲鬼薪、未断、以当刑隸臣及——111簡（括弧内は文字が消えている）

完城旦誣告人、是謂当刑鬼薪。——112簡

「可謂当刑爲隸臣」及び「可謂当刑爲鬼薪」という問いがあるのだから、「可謂当刑爲城旦」の問いもあってしかるべきであるが、抜け落ちている。ここに錯簡があったことは確かと思われる。なお、整理小組の復元の意図については必ずしもよくは理解できないの

秦律及び初期漢律における「刑城旦舂」について

で、本文に挙げたように、筆者の理解に基づいて整理し直した。

- 33) 注釈において、耜は斲であるとし、『楚辞』怨世の「耜兩足以畢斲」を引用する。簡装本199頁。
- 34) 整理小組は『広雅』釈詁の「折也」を引いて別と同意とし、また鈇と同意で足に金属製の枷をすることする別の解釈を載せている。鬼薪の性格から、筆者は後者の解釈をとる。『睡虎地秦墓竹簡』文物出版社、簡装本1978年、199頁を参照。
- 35) 「繫城旦舂」というのは刑徒である城旦舂の労役を補助し監視する役割を担う労役であった。耐罪は本来3年刑であるが、これに繫城旦六歳が付加されると、実質的に刑期が延びることになる。拙稿「秦漢律における労役刑の実態—繫城旦舂の役割について—」愛媛大学資料学研究会編『資料学の方法を探る』11、2012年を参照。